

令和3年第5回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令和3年6月25日																																
招 集 の 場 所	平群町議会議場																																
開 会 （ 開 議 ）	6月25日午後2時8分宣告（第4日）																																
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 番 岩 崎 真 滋</td> <td style="width: 50%;">2 番 長 良 俊 一</td> </tr> <tr> <td>3 番 山 本 隆 史</td> <td>4 番 井 戸 太 郎</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一	3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝	9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子	1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																				
1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一																																
3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎																																
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																																
7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝																																
9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子																																
1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																																
欠 席 議 員	な し																																
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町 長</td> <td style="width: 50%;">西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>事 業 部 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>山 崎 孔 史</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>松 本 光 弘</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>末 永 潤 子</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>浅 井 利 育</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>乾 充 喜</td> </tr> <tr> <td>福 祉 こ ど も 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>経 済 建 設 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>大 辻 孝 司</td> </tr> </table>	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦	教 育 長	岡 弘 明	総 務 部 長	川 西 貴 通	住 民 福 祉 部 長	大 浦 孝 夫	事 業 部 長	島 野 千 洋	教 育 部 長	巳 波 規 秀	会 計 管 理 者	橋 本 雅 至	政 策 推 進 課 長	山 崎 孔 史	総 務 防 災 課 長	松 本 光 弘	税 務 課 長	末 永 潤 子	住 民 生 活 課 長	浅 井 利 育	健 康 保 険 課 長	乾 充 喜	福 祉 こ ど も 課 長	西 岡 勝 三	経 済 建 設 課 長	寺 口 嘉 彦	上 下 水 道 課 長	大 辻 孝 司
町 長	西 脇 洋 貴																																
副 町 長	植 田 充 彦																																
教 育 長	岡 弘 明																																
総 務 部 長	川 西 貴 通																																
住 民 福 祉 部 長	大 浦 孝 夫																																
事 業 部 長	島 野 千 洋																																
教 育 部 長	巳 波 規 秀																																
会 計 管 理 者	橋 本 雅 至																																
政 策 推 進 課 長	山 崎 孔 史																																
総 務 防 災 課 長	松 本 光 弘																																
税 務 課 長	末 永 潤 子																																
住 民 生 活 課 長	浅 井 利 育																																
健 康 保 険 課 長	乾 充 喜																																
福 祉 こ ど も 課 長	西 岡 勝 三																																
経 済 建 設 課 長	寺 口 嘉 彦																																
上 下 水 道 課 長	大 辻 孝 司																																
本会議に職務の ため出席した者 の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">議 会 事 務 局 長</td> <td style="width: 50%;">西 谷 英 輝</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>高 橋 恭 世</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	西 谷 英 輝	主 幹	高 橋 恭 世																												
議 会 事 務 局 長	西 谷 英 輝																																
主 幹	高 橋 恭 世																																
議 員 提 出 議 案 の 題 目	<p>第1号に同じ</p> <p>発議第 5号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書（案）</p>																																

議員提出議案 の題目	発議第 6号 コロナ禍をのりこえるため、女性の貧困や DV対策など国のジェンダー平等施策の抜 本的強化を求める意見書(案)
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和 3 年 第 5 回 (6 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

令和 3 年 6 月 2 5 日 (金)

午後 2 時開議

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 発議第 4 号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告) |
| 日程第 2 | 発議第 5 号 | 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書 (案) |
| 日程第 3 | 発議第 6 号 | コロナ禍をのりこえるため、女性の貧困やDV対策など国のジェンダー平等施策の抜本的強化を求める意見書 (案) |
| 日程第 4 | | 委員会の閉会中の継続調査の件 |

再 開 （午後 2 時 0 8 分）

○議 長

皆様、こんにちは。

町長より、健康保険課の南主幹、勝山主幹、藤井主幹、東川主幹並びに福祉こども課の浅井主幹が新型コロナウイルスワクチン接種会場運営業務のため、本日欠席する旨の通知を受けましたので、御報告をいたします。

初日の本会議において、公平委員会委員に選任同意を頂きました清家衛様、教育委員会委員に任命同意を頂きました梅本利政様、同じく教育委員会委員に任命同意を頂きました高木敦子様がお挨拶に参っておられますので、御挨拶をお受けしたいと思います。

まず初めに、公平委員会委員の清家衛様、よろしくお願いたします。

○公平委員会委員（清家 衛）

ただいま御紹介を頂いております清家でございます。

このたびは、公平委員会委員の再任に当たり、御同意を賜りまして、誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

御承知のように、まだまだ猛威を振るっております新型コロナウイルスや厳しい財政状況等、職員の職場環境はますます厳しさを増しております。第一線で活躍していただいております職員の皆様が日々の職務に専念し、個々の能力を十分に発揮できるとともに、中立・公正な人事行政が確保されるよう、職務を全うしてまいる決意でございます。

議員の皆様方には一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、甚だ簡単でございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議 長

ありがとうございました。

続きまして、教育委員会委員の梅本利政様、よろしくお願いたします。

○教育委員会委員（梅本利政）

本日は、大変、新型コロナウイルス等の対応、あるいは諸問題についてお忙しい中、貴重な時間を頂きましてありがとうございます。

本日、教育委員の職を任命されました梅本でございます。今後とも御指導、御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いたします。

今まさに、新しい時代が迎つつあります。もちろん、G I G A スクールや、あるいはSDGsの問題、そしてソサエティ5.0、新しい時代がまさに幕開けしようとしております。そんなときに、教育活動から学習活動へと、子ども

たちの考え方も変わってきているように思います。指導者である教師が教え育む時代から、子どもたちが主体の学び習う時代へと変わってきていると思います。そういった意味で、大きな変革期に、大変重責を担う思いでございます。もう一度初心に戻りまして、一から勉強させていただくつもりでございますので、どうぞこれからも御指導、御鞭撻のほど、よろしく願いいたします。甚だ簡単ではございますが、着任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議 長

大変ありがとうございました。

続きまして、教育委員会委員の高木敦子様、よろしく願いいたします。

○教育委員会委員（高木敦子）

皆さんこんにちは。本日は貴重なお時間を頂き、誠にありがとうございます。ただいま御紹介を頂きました高木敦子です。よろしく願いいたします。

このたびは、引き続き教育委員の選任に御同意いただき、誠にありがとうございます。改めて、教育委員の重責を賜り、身の引き締まる思いであります。

私事ですが、現在、町内の学校へ通っている小学生が1人と、高校1年生の子どもがいます。この3年間、教育委員として、実際に各学校、こども園の教育現場を拝見させていただき、現場の先生方をはじめ、様々な方々が平群町の子どもたちの教育に御尽力いただいていることを実感し、ふだんはなかなか目にすることはできない裏方の教育現場の実際を見聞きし、本当に貴重な体験をさせていただきました。またこの3年間、微力ではありましたが、子どもたちの目線で、保護者の立場から、町の教育について感じたこと、思うことなど、率直に御意見、御提案もさせていただきました。引き続き、微力ではありますが、子どもの目線、保護者の立場から、平群町の教育の発展のため、お役に立てるよう努めてまいりたいと思います。議員の皆様方におかれましては、御指導、御鞭撻のほう、賜りますように、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、就任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

大変ありがとうございました。

それでは、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和3年平群町議会第5回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりです。日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。文教厚生委員会委員長。

○文教厚生委員長（山本隆史）

去る6月15日に開催された平群町議会第5回定例会の本会議において、当委員会に付託を受けました発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、6月16日に当委員会を開催して審査しました。その審査内容と審査結果を御報告いたします。

発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

本条例は、総額で約3,000万円、1世帯平均1万1,500円程度の引下げをするものです。最小限の引下げであり、国保会計の現状から十分に賄え、少しでも住民の暮らしを応援する立場から改正するものであります。

主な質疑では、町当局に医療の高度化による医療費拡大により、県納付金が増額される見込みではと質問され、高度医療化に伴う医療費の増加分も含めて再度算定し直し、納付金を決定すると県のほうから言われているため、納付金は上昇していくものと思われるとの答弁がありました。

県納付金の推移と令和3年度において減少した要因等について質問され、令和元年度は5億6,100万円、令和2年度は5億3,800万円、令和3年度は4億9,400万円となっている。令和3年度については、コロナ禍の影響で、病院控え等により医療費が減っているため、納付金も減少しているとの答弁がありました。

コロナ禍による国保財政の見通しについて、どのように分析しているのかと質問され、コロナ禍により、病院控えの今後の動向が見えないが、県に問い合わせたところ、今年3月、4月は、コロナ影響前と比較したところ、約5%伸びている。従来どおりか、あるいはそれ以上に伸びていくのかが不透明である。景気動向や雇用状況の悪化に伴い、国保の加入者が増える可能性もある。令和4年度以降、医療費が伸びて、納付金が拡大される場合もある。税収の落ち込み状況により、単年度は赤字になる可能性もあるとの答弁がありました。

このままの医療費水準とは考えにくいですが、高度医療化による医療費水準の推計に当たり、納付金が増額されると考えるが、どのように考えているのかと質問され、医療費水準が戻れば、今年度と比べて5,000万円程度必要になる

との答弁がありました。

現在の被保険者数はと質問され、令和3年5月末現在で4,448人との答弁がありました。

国保会計の剰余金は幾らあったらいいのかと質問され、各町によってはばらつきがある。今の時点ではなかなか申し上げられないが、臆測の域ではあるが、現状程度かそれ以上ぐらいの剰余金があればと考えているとの答弁がありました。

今年度の決算見込額がどのような数字であったら町長としては令和4年度の条例引下げを提案するのかと質問され、令和3年度の決算見込額を見ながら、県納付金の動向、また徴収率が悪くなれば、基金からの拠出ということも考えられるため、安定的に運営できるかどうか検証し、考えていきたいとの答弁がありました。

討論では、令和2年度の現時点での決算見込みは、財政調整基金を含めて約1億5,800万円の剰余金が見込まれ、安定した財政運営と考える。しかし、コロナ禍の影響で受診控え等もあり、このまま低い医療費が続くとは想定しがたく、増額されることも考える。また、県納付金の算定は、国が示した医療技術の高度化による医療費の伸びを取り入れることも推測され、今後の見通しが立たない状況と考える。令和2年度に税率の引下げを行ったところであり、目先の黒字だけで判断して減税すれば、過去4年連続での税率の引下げにより赤字に転落し、増税をしなければならなかったという教訓を繰り返すことはできない。また、町長の答弁でも、令和3年度は、コロナ禍における所得状況や医療費の動向など、国保会計にどのような影響を及ぼすのか、奈良県への納付金などを検証したいとの答弁もあり、時期尚早と考え、本発議には反対するとの討論がありました。

一方、平群町の国保税は、2017年、それまでの1.6倍と非常に大きな引上げが行われた。それが、昨年度から引下げが行われた。しかし、それでも平群町の国保税は県下で一番高いという状況であり、近隣の自治体と比べると、1万7,000円から2万9,000円も高い状況である。また、改正案の引下げ総額2,970万3,000円を引き下げても、県の標準保険料率よりも5,988万5,000円も高いというのが実態である。その上、基金も1億5,000万円以上もあることから、十分引下げは可能であり、住民の暮らしを守る上でも負担軽減を行うことが必要である。よって、本発議は賛成するとの討論がありました。

採決の結果、発議第4号は、挙手少数により否決すべきものと決定しました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査内容と結果であります。よ

って、文教厚生委員会委員長報告といたします。

令和3年6月25日

文教厚生委員会

委員長 山本 隆史

○議長

ありがとうございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。山田議員。

○9番

委員長に対するというよりも、理事者側のほうに、委員会の中でも、質疑等は私の思うことはなかったのですが、ちょっと1点お聞きしたいんですけど、今、令和6年の県単一化を目指して進められているんですけど、県の目指すというか、今の思いの中で、税率、各自治体によってばらつきがあるんですけどね、県はどこを目指しているんでしょうかという意味で、今の協議の中でね、県はどの辺を目指しておられるのかというのは捉えられてるのかどうか、もし分かるのであればお答えいただきたい。

それともう1点は、以前は平群町の税率を下げることは、ほかの自治体との関係もあって、なかなか県は難色を示すというふうに聞いたことがあるんですけどね、今の現状の中で、それは難色を示されるのか、はたまたそうではなく、もう平群町さん、好きにやりなさいよというふうな考えなのか、その辺については、今現在、本町としてはどのように捉えられているんでしょうか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど御報告いただきました文教厚生委員会の委員長さんの報告と若干重複するところもございますが、御質問にお答えさせていただきたいと存じます。

6年度から県統一化される保険料、納付金という部分で、県はどこを目指しているのかという部分でございます。あくまでこれは試算の話ということでお含みおきいただけたらと思うんですけど、まず、現行の税率で課税額というものを試算いたしましたら、平群町の現行の税率では約5億400万程度でございます。6年度の県の統一税率によります課税額というところで試算をすれば、4億8,400万程度になるのではないかというふうに見込んでおります。県のほうの考え方という部分も含めてなんですけども、今後の医療費の動向という部分で、現在、納付額につきましては、コロナ禍の影響におきまして、いわゆる医療の受診控えというふうな影響もあるのかなというふうな思っております。

す。また、反面、直近の数字を見る限りでございますが、医療費の伸びという部分につきましては、おおむねコロナ前の水準に戻りつつあるのかなというふうなこともございます。一つの見方ということで、県の納付金につきましても、一定上昇することも想定しておくべきなのかなというふうに考えております。そうになりましたら、現行の平群町の税率によります納付金の額に県の納付額が近づくことや、また税率が近づくことも、ある意味、一つの見方として想定されるのでは、一定県のほうについても、そういうふうな考えも一部お持ちなのかなというふうには、これは推測ですけど、考えておるようなところでございます。

次に、納付額の減額に伴う県の見解というところでございます。

ちょっと非常にお答えしにくいところもございますが、今後、コロナ禍の影響であるとか、報告にもございましたが、高度医療によります医療費の増加などが見込まれる中、この件につきましては、県のほうとの事務レベルでいろいろと協議はしておるところでございますが、税率の引下げにつきましては、非常にデリケートな話でございますし、現時点では、県としてもあまりよいとは思っておられないのかなというふうなことは思って、そういうふう感じておるところでございます。確かに、3年度に納付金の見直しというのが予定されておりますが、これから先のことを考慮いたしましたら、県がおっしゃるように、やはり今、その時期ではないのかなというふうな考え方も一つできるのかなというふうに思っておりますが、なかなか町の現状と県の考え方というのがうまいことこう一致しないのかなというところも、事務担当部局としては少し思っておるようなところでございます。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

ちょっと今の話ね、令和6年に統一の金額、今出てる金額が変わる可能性はもちろんあるんですが、それで今部長のほうから、今の平群町の税率ぐらいいはなるんではないかというふうな答弁でしたけど、じゃあそれならね、それまでは、毎年県は標準料率を、それぞれの市町村について出してるわけですから、何回も言うようですけども、あなたの自治体はこれだけ、この料率に合わせれば、大体、県の納付金は納められますよと。別になるのは保健事業ぐらいいで、平群町では500万から1,000万ということですから、それを上乗せすればそんでええということになるわけですけど、じゃあそれまでの間、まだ今年度も含めて3年あるわけですよ。3年間高いまま取って、今の話やったら間

違いなく平群町は3年間黒字だということですよ。当然ね。昔と違って、医療費が増えたから、減ったからって、取りあえずその年の1月に、年度が始まる前の1月に県が納付額を決めるわけですから、標準料率もそれぞれの市町村については決めるわけですから、頭から黒字になるのが分かっているというか、取り過ぎるのを分かっているという、3年間それでやりますと。でも、統一のときには平群町は、あんまりそれぞれの加入者は料率変わりませんよと。細かくは分かれますから、人によって違いますがね、総体としてそういうふうになるから、いいとは言わなかったけれども、暗にそれでいいのではないかというふうに聞こえましたから、それだったら3年間住民にどういう説明すんねやという話になるわけですよ。だから、そこを見ないとね、昔みたいに、医療がいつぱと増えてどうなるか分からんというんならともかく、そうでない今の状況の中で、3年後の統一料率が幾らになるかはもちろん分からないとしてもですよ、この3年間は全部平群町は標準料率よりずっと高く取ってきたわけじゃないですか。それで今の黒字があるわけじゃないですか。その前の1.6倍の料率で、なる前の1年もありますけどね、その当時は最大の黒字になってるわけですけど。だから、そこんところはちゃんと見ないと、そこをじゃあ町としてどう考えてるんですか。今年、来年、再来年の3年間、住民から取り過ぎててもええというふうに町は考えてるということになるんですか。その点答えてください。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

一つ、先ほどの御質問の中で、一定の一つの考え方という部分でお答えをさせていただいたところでございます。今、議員おっしゃったように、今後まだ、統一化まで3年間ということで、現在の料率で保険税を徴収すると、当然黒字になることも考えられます。その上ででございますが、今回の発議の中の様々な議論の中で、特に文教厚生委員会等での議論の中で、一定町長のほうからも、令和3年度の決算状況を見た上で4年度の税率については考えていくというふうな説明もございました。当然、まだ3年という期間がございますので、その間どういうふうに、医療費の動向であったりとか社会情勢等々、見えてこないという部分もございますので、そこは、申し上げましたように、3年度の状況を見ながらというのが一つの考え方であろうというふうに思っております。

○議長

山口議員。

○ 7 番

それ詭弁と言うねやんか。私言ったのは、今年、来年、再来年と、もちろん来年変えるにしたって、今年1年は取り過ぎることになるわけですよ。いやいや、黒字になるとか赤字になるとか違うよ。県が示してるものが全てなら、本来そのとおりすべきです。本来ね。よそは何でそのとおりしないかというのと、急激に上がるからです。でも、平群町は違うんですよ、下がるんですから。毎年料率変えたっていいんですよ、県の標準料率に全部合わせてくれたらいいんですよ、今やったら。平群町の場合、そのほうが加入者にとってはお得なわけです。ここがよそと違うところなんです。それを言ってるのに、一つの考え方って、一つの考え方と違う。町がその考え方に凝り固まってるわけじゃないですか。もう1年見たい。去年下げるときも、その前の年に私どもが出した議案に対してそういうふうには答えられました。結局後手後手になってるというふうには私は思うんですよ。本来、町のほうが先取りをしてほしいんです。だから、ぶっちゃけて言いますが、この議案、今回の6月議会はちょっと遅めでしたけども、私は町長にも言いましたよ。町長として、金額は幾らかは別にして、幾らかでも引下げする方向でね、よそよりもむちゃくちゃ高いんだからやってはどうですかと。そうすれば、全会一致で通りますし、住民も喜ばれますし、それをかたくなに町のほうが拒否するから、議員全員ではありませんけども、やっぱり町のほうもいろいろ考えてるんだろうと信頼して、町の方向で立場を取るということもあるわけです。この間の経過はもうずっと、この前も言いましたけど、私が出した議案は全て否決されてますからね。1回も通ってませんよ、言っときますけど、この12年間。町長が出したやつは全部通ってますよ、引下げも引上げも。それはいいですけど、だから今の部長の答弁はやっぱりちょっとおかしいですよ。だから、はっきり言ってほしいんです。県に付度という言い方はよくないか分らんけど、県の意向もあるし、これから県に無利子のお金も借りなあかんし、国保とは違うんだけど、県との関係で、あんまり盾突くというより、県の意向にはあんまり逆らわないようにしたいという思いがある。それは分らんこともないというのは前も言いましたけども、でもやっぱり私は住民のね、高い国保税を払ってる住民の皆さんのほうにしっかり顔を向けてやっていただきたいというふうに思うんです。

さっきの答弁、撤回しないんだったら、町はもう全く住民のほうを向かずに引き下げる気がないというふうに私は受け止めますけど、その点、何か反論とか答弁があったらしてください。

○ 議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

今、県の標準税率のお話が出ましたので、そのことについてちょっと一つ申し上げておきます。

県の標準税率につきましては、過去3年の所得の状況等を勘案しながら税率、国の計算方式があるようなんですが、それに基づいて税率のほうは求められております。実際にですね、その県の標準税率をですね、平群町の2年度の課税の情報を基に計算したのがあります。県の標準税率を採用して課税額を求めたところですね、2年度のその課税情報を基にすれば4億3,400万、徴収率97.5%としまして、収納額が4億2,400万で、3年度の納付金ですね、これ4億9,400万ございます。軽減を一般会計から繰入れさせてもらいますが、それが約6,500万としまして、差引き納付金としましては4億2,800万。収納額から納付金を引きましたら約400万のマイナスとなります。これがですね、課税額が、今これ2年度の課税の情報を基に計算しております。課税の総額がですね、これ3年度になって、また新しい情報で計算するようになりますけれども、それがもし5%落ちた場合、約3,000万のマイナスとなります。課税総額が10%落ちた場合、これ、約5,000万のマイナスとなります。実際に、その所得の状況はまだどのようになるか分からないので、実際にこれマイナスになるとも限らない状況ではございますが、先日の委員会でも話させていただきましたが、住民税の普通徴収、これが9%ほど落ちているというところではございましたので、国保についても、もしこれ5%や10%落ちたら、収納額から県への納付金を引くとマイナスが生じるというところではございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

そんな資料あったら何で出さへんの。毎年じゃあ県は1月に、4月が始まる前の1月に納付額を決定してますから、当然県もそういう計算をして、その後で精算という、精算は実際はしないけども、実際どうだったか検証してるわけでしょう。これまでそんなこと一つも言ってないじゃない。そしたら、平成30年度から令和2年度まで全部県は精算して、じゃあ実際どうやったのかっていうのは全部出てるんですね。だから、それも全部分析してやるべきでしょう。しかし、実際に払うのは、県は精算しませんから、実際に払うのはそれだけです。

それと、最後に5%、10%、住民税が落ちるという話をしたけど、国保加

入者は全部そこに当てはまるか分からない。傾向は出ますから、落ちる。でも、それは県も分かった上で次の年に、また納付額は変わってくるわけじゃないですか。だって、その年精算しないんだから。本当なら、今年5%落ちたら、県が1月に出した、それも5%落とさなあかんわけですよ。そうでしょう。ただ、あなたそう言ってるけど、今の税率ではどうのこうの言ってるけど、県の金額で取れば、基本的には合うようにしてるんです、その年は。次の年またぼんと上がるか分かりませんよ。だから、国保税は毎年変えてもええわけやから、毎年県の納付額に合わせたらいじゃないですか、それやったら。それで足らんかったら県にだって文句言えるじゃないですか。平群町は収納率高いんだから。だからね、今のは言い訳でしかないんですって。ほんで、そうは一方で言っついて、さっきの部長の答弁やったら、あと2年どうなるか分かんって言ってるわけです、3年。だから、その精算してるやつで県にじゃあ物を言ってますか。こんな標準料率作ってくれたけど、これではうち、払えませんか言ってますか。それやったら、そういう意見もしっかり言ってやるべきでしょう。三郷町は平群より15%ぐらい低いのに、昨年度も黒字や言うてますよ。これどうなるんですか、これは。そうでしょう。県はもちろん一律の料率出してるわけじゃないから、それぞれのところに違った料率出してますからね。それやったら、とことん分析してくださいよ。

だから、そのこのところを言ってるのに、今の課長の話やったら、いや、まだまだ金足らんですって言ってるやない、それやったら。赤字になるんやもん。県の標準料率があんだけ高く取ってもまだ赤字になる。いやいや、そこだけでやで。保健事業関係なく、平群町の独自にやってるやつは関係なくそういうふうに言うんやったらね。そうでしょう。だから、それは詭弁って言うんだと思うんですよ。その資料、またください。細かく。それも、令和2年だけじゃなくて、平成30年、令和1年、それ、両方とも県から来てるんだったら、それちゃんと見せてください。検証しましょうよ、どっちにしたって、今回は間に合いませんけど、来年に向けて町長は考えると言ってるんだから、それも含めて検証すべきでしょう。そんなんも含めてね、そんだけ言うんやったら、今後ね、別に平群町議会は閉会中でも協議会という名で委員会やれますから、文教厚生委員会でそういう資料を全部出してもらって議論というか、議会と当局と一緒にやってやりましょうよ。だからこうなんだというのを納得できるようにしましょうよ。この議案とは関係ないですけれども、それは検討してください。もう答弁はええです。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。岩崎議員。

○1番

発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論させていただきます。

町当局からの説明にもありましたが、令和3年度の状況を見て、令和4年度に向けて減税する計画を立て、国保会計に余力を残しながら今後の医療の高度化と高齢化社会に柔軟な対応ができる体制を整える必要があると私も認識しております。現在、コロナの影響で納付金は低い状況ではありますが、今後の景気動向と雇用状況も勘案しながら、医療費の動向を注視しなければならないと考えます。よって、減税は時期尚早ではないかと思われ、発議第4号に反対いたします。

以上です。

○議長

ほか、討論ございませんか。植田議員。

○6番

発議第4号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、賛成の立場で討論させていただきます。

委員会のときにもいたしました。平群町の国保税は2017年に1.6倍という、非常に住民にとっては重税と言われるぐらい重たい国保税の課税がされました。その引下げを、ずっと私たちも議会などで引下げを求めてきたんですけれども、昨年度ようやく若干の引下げがされました。それでも、現在の平群町の国保税は県下で一番高いという状況を保っています。今回の改正案に、山口議員のほうが出されていた資料提供の中でもですね、近隣の自治体と比べると、モデルケースでの税額比較の資料にも示されていますように、1万7,000円から、高いところでは2万9,000円も、平群町はほかの近隣の町よりも高いという状況です。そういう中で、改正案の引下げ総額は2,970万3,000円。これを引き下げたとしても、先ほどから出てます県標準の税総額よりも平群町がまだ5,988万円ほど高いものであると。基金も1億5,000万以上積み上がっているということから、今回の引下げは、十分その原資も含めてあるというふうに思います。

住民の暮らしを守る上でも、負担軽減を行うことが、今平群町にとっては必要であることから、この発議第4号については賛成をいたしたいと思います。

以上です。

○議長

ほか、討論ございませんか。下中議員。

○11番

発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

初日の総括審議、また付託委員会の審議の中で明らかになったように、平群町国民健康保険財政状況については約1億5,800万円の剰余金、財源があるとのことであります。安定した財政運営ができるようであります。現在、令和6年度の県単一化完成に向け、全市町村が鋭意努力をしているところであります。平成30年度から県単位化がスタート、県が財政運営を担うことになり、納付金方式をされ、保健事業等の一般財源を確保しつつ、その額を賦課、収納して県へ納付するものとなっております。

本来、奈良県国保運営方針は、令和2年度中に3年度以降の中間見直しを行うことになっておりましたが、コロナの影響で医療費の動向が見えない状況であったため、本年度に改めて見直しを検討されるということでございます。コロナ禍で、受診控えによる医療費の減、退職、休職等による被保険者の課税所得の減少も予想されることから、県納付金が減少していることは否めないと思います。今年度中に中間見直しが県でされるなら、その結果を見て検証する必要があると考えます。平群町は現在、県下で最も高い税率になっているのですが、県単一化の完成時点での統一税率が示されることも念頭に置き、現時点での引下げ改定については慎重に状況を見極めるべきであり、今回見送ることが妥当ではないかと考えることから、発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については反対をいたします。

以上です。

○議長

討論ございませんか。稲月議員。

○5番

私は、国民健康保険条例の一部改正案に対しては、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平群町の国民健康保険税は、昨年、ほんの少し税率が下がりました。しかしながら、被保険者にとっては、下げてくれはったというふうな感じはほとんど感じられなかったというのが現状でございます。病気になったりけがをしたり

したときに、健康保険というのはお世話にならないといけない。だから、少々高くても、大変高くても、この間ずっと文句を言いながら、言わなかったんじゃないんです。みんな言ってるんです。大変やと。借金をしてでも、取りあえず払うとかなければ病気になったとき困るから、もう死ぬ思いをしてでも、この健康保険税だけは皆さん払ってきてくれてはります。だから、平群町の納付率が大変いいというのはね、こういうところ辺ではないかというふうに思っています。何でこんな高いのに払えるのかと、私も不思議でしゃあないというふうにも思ってるんですけども、無理して払っていただいている、本当にありがたい状況であります。本当にでも困ってる、何とか下げてほしいというのが住民の本音でございます。

先ほどからも皆さんおっしゃっているように、国保財政は、余剰金を、今年度も見込みで1億5,800万円以上になるというような状況に好転をしているという状況。コロナ禍の中で受診控えをされているから医療費が少なくなっている、こういう特別な状況があるということは若干考えられます。しかしながら、これだけの余剰金を持ち、それと、県の標準税率、標準額に比べて、県がこれだけ払ってほしいと言うてはるところよりもまだまだそれより高いという今の平群町の国保税の税率であり、税額でございます。これらについては、これだけ国保税の財政がよくなっているし、県の示されている標準税率よりもさらに高いというのをなぜ住民が払わなければならないのか、本当に理解に苦しむ住民の方々がたくさんおられます。理解をして、納得して保険料を払うことになるならまだしも、これは全く理解のできないことであり、当然、下げていくという方向にしていかなければならないというふうに私は考えます。

県内でも高いという状況でもありますし、特に郡内の他町と比べても、著しく高額である。これでは、ほかのところにもう移り住んでいこうと。なぜここに住んでるからこれだけ高い保険料を払わなあかんのやということになって、本当に平群町が住みやすい町というふうな選択をしてもらえない、こういう状況に今も陥ってるのではないかというふうに私は思っています。どう考えても今年度については下げるべきときです。統一料金にしていくまでに、平群町については、どんどん下げていかなければ統一料金のところに行かないというような状況。よそは、上げていかないと県の統一料金のところへ届かない。だから、計画的に毎年上げていこうと、こういうことを考えておられるということも聞きました。これはどう考えてもおかしいということで、私は、まちづくりの観点からも、住民の健康と命を守っていくというこの国保の制度を守っていくと、こういう立場からも、当然引下げを、今示されているこの条例の一部改正案に対して賛成をいたします。

○議長

討論、ほかございませんか。馬本議員。

○12番

発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、反対の立場で討論いたします。

令和2年度の現時点の決算見込みでは約2,900万の単年度の黒字決算となっております。コロナ禍での影響にもよりますが、被保険者の皆さんの御協力により、当初予算で見込んでいた収納率とほぼ同率の97.9%を確保できるという見込みを聞いております。令和2年度末の剰余金は約1億5,800万を保有することができたことは、安定的な財政運営ができてきたなというふうには認識しております。剰余金が幾らあったらいいのかが判断しにくいところではありますが、このコロナ禍の中で、県の間見直しもできていない状況で、今後の見通しが立たない中での減税については決断しにくいところであります。

激変緩和措置として国費が投入されていますが、制度上、いつ廃止、縮小されるか不透明でもあります。よって、保険料負担額の増が予想されますので、収納不足が生じることも考えられます。コロナ禍の中で、被保険者の推移、所得の動向により、調定額、収納率にも影響を及ぼすことから、慎重に状況を見極めるべきと考えます。今議会で町長は、発議に対して、令和3年度中に、令和4年度に反映できるように見直し検討していきたい旨の御答弁をされました。私自身も町長の答弁に賛同しております。また、令和2年度に前倒しの減税を行ったこともあり、減税を繰り返し、過ちを繰り返さないためにも、今しばらく様子を見るのが僕は大切ではないかと考えます。よって、発議第4号については反対をいたします。

以上であります。

○議長

討論ございますか。井戸議員。

○4番

物すごく悲しい議論が続いてまして、私としては、この議会議員、賛成、反対、どちらの意見も私としては納得いく内容であります。ただですね、根本的な問題として、もうこれそもそもおかしいなと思う点が、平群町は物すごく、奈良県ナンバー1に高いわけで、国保税が高い。基金もあるにもかかわらず、減税の話をここまで話し合わなければならない、それもたった3,000万ですね。これ、どう考えてもおかしいですよ。細かく見ていったら切りがないんですけど、大きな目線で言うと、一番奈良県で高い、黒字で基金もある。で、

下げれない、破綻が心配となってきたら、奈良県全部破綻しちゃうんですね。ということは、もうこれ制度がそもそも成り立ってない。私としては、もうここで賛成、反対という制度自身がおかしいなど。もう誰が考えても、小学生でも分かるんじゃないのと思うぐらいおかしい制度だと私は思います。

別のところも私は不満がいっぱいあります。一般質問で今度取り上げようと思ってますけど、控除制度だってむちゃくちゃですね。所得税と全く違う。累進課税を逆に行く、逆累進課税をやってるような。だから、全体を見ても、制度がもうおかし過ぎます。そういう意味で、今回は賛成ですけれども、根本的なところをいじらなければならないのかなと感じております。

以上でございます。賛成の討論とさせていただきます。

○議長

ほか、討論ございませんか。山本議員。

○3番

私は、これまでの国保税の引下げ案についてはことごとく反対討論を行ってまいりました。コロナ感染拡大による緊急事態宣言発令中であった昨年5月の臨時会では、町長より提案された引下げ議案につきましても、現時点での税率改正は非常にタイミングが悪く、今後の国や県の動向を見ながら、より慎重な判断が必要であることから、引下げ時期を延期すべきと反対討論を行ったところでございます。結果としまして、令和2年度決算の剰余金が約1億5,800万に増加する見込みであることから、引下げに反対した私の推測が間違っていたこととなりますので、一定の引下げについては柔軟な対応をすべきと、今反省しているところであります。

今回の論点であります総額3,000万円の引下げが可能かどうかについて、文教厚生委員会で論議しましたが、剰余金が幾ら必要かとの質問に、町当局は、臆測の域であるが、現状程度か、それ以上ぐらい必要であると御答弁されました。この答弁については、私は到底納得することはできません。剰余金だけを見れば、約1億3,500万円で引下げ議案が可決しましたので、それが今後の引下げの基準になるのではないのでしょうか。しかしながら、全国の国保財政を運営するには、剰余金と社会情勢のバランスを見ながら税率改正を行う必要がございます。昨年5月の引下げ議案成立のときの社会情勢とはちょっと今は違いまして、現在では、新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年以上に税収や収納率、被保険者数に不安定な要素が見られます。町長の御答弁では、令和3年度の決算見込みを見ながら県納付金の動向、また徴収率が悪くなれば、基金からの拠出ということも考えられるため、安定的な運営ができるかどうか検証して、今後引き下げられるかを考えていきたいと、慎重な姿勢でありますので、

ここはもう1年様子を見てからの判断が必要であると私は考えます。

よって、発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については反対といたします。

○議長

討論、ほかございませんか。山口議員。

○7番

皆さん真剣に議論いただいている、また考えていただいているということはこれまでの討論でも明らかだと思えますけどね、私はもう単純に考えるべきだ。もちろん、私が提出者ですから、単純に考えるべきだと。要するに、県内で一番高い、県の標準料率よりも相当高い、そして1億5,800万円の剰余金がある、この三つを聞いて、下げない選択肢というのは基本的に私はね、普通に聞いてもだと思えます。今、反対討論された皆さんは、将来のこととか、もちろん今後どうのこうのという話です。ただね、3年間ですよ。この県の統一化の話は、平成20数年ぐらいから出てきて、その中で前町長とも様々な私は論議もしてきました。そこで、岩崎前町長が一番おっしゃってたのは、何回も言いますが、令和6年度、県の統一料率になったときに、国保会計はプラスマイナスゼロ、これが一番ベストだとおっしゃった。にもかかわらず、基金が幾ら必要か、そんな議論をするべきでない。それは何でこの間してるかという、当局のほうから、保健事業に必要だと。幾ら要るねんと言うたら、多くて1年間1,000万まででしょう。幾ら持ってたって、統一料率になってから、その金は使っていけばなくなっていくわけですよ。一般会計に出すこともできなければ、ほかのことに使わないわけですから。それなら、もうあと3年ですよ。1年でも早く住民の皆さんにとっては、少しでも低くなるほうが暮らしにはよいわけです。ましてや、国保加入者は一番、協会けんぽや組合健保に入っていない人ですから、不安定な生活をしている人が多いんです。コロナで一番影響を受けてる人たちのほうが多いんです。だからこそ、1年待つとか言わずに、今年下げて1年見ればいいじゃないですか。それで間違ってたら、私、来年引上げ議案出してあげますよ。はっきり言いますが。それでむちゃくちゃ赤字になって、統一まで金がもたないということになるのであれば、引上げ議案出せばええんです。1年1年、払う加入者の暮らしにやっぱり思いを寄せるとするのが一番大事だというふうに思いますので、そういう意味では、何としましてもね、1年でも早く、暮らしを少しでも安定させるためには、この議案は私は時期尚早じゃなくて今でしょうというふうに思いますので、そのことを訴えて賛成討論とします。

○議長

討論、ほかございませんか。山田議員。

○ 9 番

発議第 4 号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

現状の国保税率を引き下げるということは可能であって、本来、今後の県単一化に向けても必要なのかもしれないという思いもありますが、先ほど、質問の中で、県の動向、県の意向等もお聞きした中、大浦部長からの答弁から私自身が察するところ、県からの圧力とまでは言わないですが、微妙な関係といえますか、県の考え、計画にも一定協調しながら国保税率を決定していかなければならないという複雑かつ苦しい状況も一定理解できました。

一方、保健事業そのものも大切ですが、保健事業継続のために余剰金を残したいという考え方は、誰が誰のために余剰金を積み立てるのか不明であって、本来、本末転倒であるというのは私の考えです。現在の平群町における保険税率高止まりは、そもそも平成 29 年度の 1.6 倍もの値上げが間違いであったこと、県単一化に向けて、全体的保険税率を底上げしたい県にとっては、平群町の税率は、全体的税率を上げていく指標として残してほしい思いもあり、従わなければならない状況になっている部分もあるのではないかと察します。

そのような中、平群町にとっての苦しい状況も一定理解できる部分もあります。町長は、コロナ禍の中で、令和 3 年度の所得状況や医療費の動向による国保会計への影響が分からない中、令和 3 年度中には令和 4 年度に反映できるよう様々な検証を行い、見直しをしていきたいとの考えを示されました。県単一化に向け、調整されている中、平群町の立ち位置として、いろいろな財政支援も頂かなければならないという県との関係も勘案し、町長の今後、来年度の交渉努力の手腕と国保税率の様々な検証による令和 4 年度の見直しをしていくという姿勢を支持いたしまして、発議第 4 号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対をいたします。

○ 議 長

討論、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第 4 号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は否決です。したがって、原案について採決します。

発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。よって、発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については否決されました。

午後3時15分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時00分)

再 開 (午後 3時15分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

日程第2 発議第5号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を
求める意見書(案)

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第5号

選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年6月25日

提出者 稲月敏子

賛成者 植田いずみ

〃 山口昌亮

選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書(案)

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、ますます切実です。現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望

まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられています。

世界で夫婦同姓を強制している国は日本以外にはなく、両性の平等と基本的な人権を掲げた憲法にも反します。女性のみにも適用される再婚禁止期間の廃止も緊急の課題です。

国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告しています。法制審議会は1996年に選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正の要綱を答申していますが、25年間放置されたままとなっています。2015年12月、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示し、制度の在り方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しました。すでに5年以上が経過し、地方議会からも早期改正を求める意見書が次々あがっており、一日も早い国会の対応が求められます。

選択的夫婦別姓の導入など、ただちに民法を改正することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。稲月議員。

○5番

ただいま議会事務局長から読み上げていただきました選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書（案）について、提案者として趣旨説明をさせていただきます。

結婚をすると、どちらかの姓を名のらなければならない、夫婦は同姓でなければならないという現行民法、また戸籍法で決められています。姓を変える96%は女性であります。結婚のときに姓を変えることで大きな損失を受けている、これがほとんどが女性だということが現実あります。例えば、女性の起業家など、ビジネス面で非常に活躍をされている、中心的な活躍をしている人たちでは、姓を変えることで、様々な面倒な手続をしなければならない。登記を変えるとか、印鑑一つ一つも、細かいこと言えば変えなければならないとか、その変更だけでも大変な手続があるというふうに聞いております。

また、通称として旧姓で社会活動をしていて、海外に行くなど、そういうことのある場合、パスポートには戸籍名で書いております。その方は、社会活動のところでは旧姓を通称として使っているのです、その名前を書いていると大きなトラブルを起こすというような大変な思いをされたというケースもあります。

また、研究者で、旧姓と新姓の論文が同一人物であることが認められずに正当な評価を受けられなかった、こんな場合もあります。仕事上、通称で一旦認

められていても、職場が変わると今度は認められなくなったなどや、取得した資格が消滅をしてしまい、再度取得しなければならなくなったなど、多数の事例がございます。女性の多くが、社会的活動の分野でこれらは経験をしてきているところでもあります。

このような損失を避け、法的な結婚を諦め、内縁関係として別姓を貫く、こういった人も多いのが事実です。しかし、法律上の夫婦でなく、内縁関係の男女として受ける損失は大きく、生まれてこられる子どもさんは非嫡出子とされて、父子関係は法律上認められない。父親に扶養を求める権利もなく、父親の法定相続人にもなれない。夫婦間でも、お互いに法定相続人にはなれず、お互いの遺産を受け取ることもできない、このような理不尽が起こっています。このようなことが起こらないように、法的に夫婦別姓の選択ができるようにしていくことが、今多くの人たちが求めておられます。そしてまた、社会はこの求めに応じなければならないというふうに感じます。

一昨日には、最高裁の大法廷で、夫婦別姓の強制は合憲であるという判決が、2015年に続いて残念な判決が下されました。合憲という判断の理由は、2015年判決の判断を変更すべきとは認められないとし、夫婦の姓の制度の在り方は、15年判決のとおり、国会で論じられるべき事柄と述べています。しかるに、国会において法の改正を急ぐことが重要です。国会の判断に地方からの意見は大きく影響してまいります。近代国家として世界に誇れる社会を築いていくためにも選択制夫婦別姓が可能である、こういった日本の国にしていくために、この民法の改正は急がれます。

平群町議会としても、本意見書を議員各位の御賛同で可決いただき、国会を動かす力になりますように、皆様にはお願いをするところでございます。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田議員。

○8番

ただいまの選択的夫婦別姓の件でございますが、いろいろ新聞の論調を見ましてもですね、成人の方のアンケートとかそういうこと、別姓がいいとかどうか出てるんですけども、影響を受けるのは、お子さんも影響を受けるわけですが、提出者の方ほどのように、今、データとかそういうものがあれば、何か情報があれば、どのくらいお子さんが賛成されてるのか、分かればちょっとお教えいただきたいと思います。

○議長

稲月議員。

○ 5 番

ただいまの御質問ですが、私、あんまり詳しいその辺の調査、世論調査のデータは、今持ち合わせてはおりません。とにかく今、以前、どんどん国民の意識の変化、夫婦別姓のほうがいいじゃないかという世論が増えてきて大勢を占めているというふうには聞いております。申し訳ないですけど、細かい数字については分かりません。

○ 議 長

ほか、質疑ございませんか。井戸議員。

○ 4 番

ちょっと気になったんで、すみません。

事実婚、今の民法でもたしか相続可能だったと思うんですけども、先ほど全部否定されてはりましたけども、配偶者及び子どもも、事実婚が認められれば、今の現時点でも相続は可能のはずとっておりますが、いかがでしょうか。

○ 議 長

稲月議員。

○ 5 番

いろいろ手続を取った上で、今、井戸議員がおっしゃったように、相続が何とかできるという、そういうふうにもなるようには読んだように思います。あんまり法的な詳しいことは、私は今持ち合わせておりませんが、かなりの煩雑な手続が要するというふうに理解をしております。

○ 議 長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。森田議員。

○ 8 番

選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書については、反対の立場で討論いたします。

趣旨説明につきましては、マスコミ論調、報道では、夫婦別姓を推し進めるべきとありますが、日本は、古来より祖先を敬い、夫婦、子どもの絆を大切に、一体感を持って家族制度を下に築かれてきました。このことから、今のところ、夫婦別姓は、私は受けがたいものであり、本発議に反対いたします。

○議長

討論、ほかございませんか。植田議員。

○6番

発議第5号の選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書（案）については、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど稲月議員もおっしゃいましたが、一昨日、最高裁の大法廷で、2015年に続いて、民法や戸籍法が夫婦同姓を義務としていることに合憲とする決定が示されました。しかしながら、この間、今回の裁判でもそうですが、選択的夫婦別姓に賛成する世論の高まりは明らかです。また、今回の裁判で、50ページにも及ぶ決定文のうち、大部分が意見や補足意見で占められていたとのこと。夫婦同姓の強制は戦前の家制度の名残です。また、改正するのは現在も95%以上が女性のほうだと言われています。両性の平等にも反しており、女性差別撤廃委員会からも繰り返し勧告をされています。基本的人権の尊重をうたう憲法を持つ国が、個人の尊重を示す姓、あるいは氏について、婚姻においてはどちらかを選択しなければならないことはあまりにも不合理です。同じ姓を名のりたい人はそうすればよいと思いますし、それぞれの姓でいきたいという人はそれを認めればいいだけのことだと私は思います。

さきの通常国会でも、選択的夫婦別姓導入を求める質問が与野党問わず上がって、かなり活発な議論となったと言われています。また、過去最多の請願署名、かつ過去最多の150人に上る国会議員が紹介議員になったと報道されていました。この国民世論の声に応える立場からも、この意見書（案）には賛成をいたします。

以上です。

○議長

討論、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第5号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。よって、発議第5号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書（案）については否決されました。

続きまして

日程第3 発議第6号 コロナ禍をのりこえるため、女性の貧困やDV対策など国のジェンダー平等施策の抜本的強化を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第6号

コロナ禍をのりこえるため、女性の貧困やDV対策など国のジェンダー平等施策の抜本的強化を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年6月25日

提出者 植田 いずみ

賛成者 稲月 敏子

〃 山口 昌亮

コロナ禍をのりこえるため、女性の貧困やDV対策など国のジェンダー平等施策の抜本的強化を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染拡大は、国民の命や暮らしの基盤の脆弱さとともに、取り分け女性の貧困や失業、DV、自殺者の急増など日本のジェンダー施策の遅れを浮き彫りにしました。

コロナ禍での女性の困難の大もとは、非正規雇用を女性雇用労働者の56%にまで広げた働き方の問題があります。政府は労働法制の緩和を重ね、「女性活躍」と言いながら、「雇用の調整弁」として女性を低賃金で不安定な非正規労働に追いやってきました。社会保障制度の後退、根深く残る女性蔑視など、女性の生きづらさを深刻にしています。

日本は、世界経済フォーラムが毎年発表している「男女平等ランキング」で、年々順位を下げ、2019年は世界153カ国中121位と、過去最低です。「女性の権利を国際水準に」の願いと運動が高まっています。コロナ禍を乗り越えるためにも、国が雇用や社会保障制度、税金の使い方を抜本的に見直し、

以下のジェンダー施策を強化することを求めます。

記

- 1 女性労働者が多くを占める医療や介護、保育など社会的に必要不可欠な職業(エッセンシャルワーク)へのふさわしい賃金と労働条件を保障すること。
- 2 非正規雇用でなく正規雇用が当たり前となるよう規制を強め、無権利の働き方を広げる「雇用によらない働き方」の推進をやめること。最低賃金を時給1500円以上に引き上げ、全国一律最低賃金を創設し、そのための中小企業支援をおこなうこと。
- 3 新型コロナウイルス感染収束のため、非正規も含め雇用を守る各種保障制度や、休業助成金など女性支援制度を延長・拡充すること。
- 4 性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、女性相談窓口を専門体制と財政支援で抜本拡充すること。性的同意を明記する刑法改正をおこなうこと。
- 5 セクシャルハラスメント、パワー・ハラスメントをなくすため、ハラスメントの禁止を明記した法整備をおこない、ILOハラスメント条約を批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。植田議員。

○6番

発議第6号の趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長より朗読を頂きましたが、新型コロナの感染拡大の中で、とりわけ女性の貧困や失業、DVや女性の自殺者の急増などがマスコミなどでもクローズアップされてきていました。その大本には、女性の雇用労働者の、ここにも書いていますが、56%が非正規雇用であるなど、低賃金に不安定な雇用になっていることから考えられます。また、男女平等ランキングでも非常に低い地位にある、これを見ても明らかです。ジェンダー平等社会の構築は、誰もが生きやすい社会への一歩につながります。

ぜひ皆さんの意見書への御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。馬本議員。

○12番

コロナ禍をのりこえるため、女性の貧困やDV対策など国のジェンダー平等施策の抜本的強化を求める意見書（案）について反対をいたします。

最低賃金は、企業が労働者に最低限度支払わなければならない賃金で、都道府県ごとに金額が決められております。現在、全国平均で時給902円となっております。また、現在、厚生労働省の諮問機関であります地方最低賃金審議会、今現在審議中ではありますが、の中で、新型コロナウイルスの影響が続く中、労働組合は大幅な引上げを訴えておられます。一方、中小企業でつくる団体は、業績が悪化した企業はさらに苦しい状況に追い込まれ、従業員の雇用が維持できないおそれがあるとして、最低賃金の大幅な引上げは見送り、今の水準を維持するように求められております。また、国のほうでは、政府としては、全国平均で時給1,000円をより早期に達成するという目標を伝えておられます。

今回の意見書（案）では、最低賃金時給1,500円以上に引き上げる、また中小企業支援を行うとなっております。しかし、雇用確保と中小企業支援は現実的ではないため、この意見書（案）にある1,500円の時給の引上げについては現実的ではないために容認することがしがたく、よって、この意見書（案）については反対をいたします。

以上であります。

○議 長

ほか、討論ございませんか。稲月議員。

○5番

私は、この意見書については、賛成をするという立場で討論をいたします。

コロナ禍をのりこえるため、女性の貧困やDV対策など国のジェンダー平等施策の抜本的強化を求める意見書について賛成をいたします。

長い新型コロナウイルスの流行の下、社会的に最も弱い立場の人たちに、今、被害が大きく及ぼしております。意見書に述べられているとおりでと同感をいたします。女性の自殺者の増大については、マスコミでも大きく取り上げ、ニュースになりました。この原因は様々あると思います。しかしながら、その中でも、低賃金、不安定雇用など、経済的な問題がやはり根幹にあるのではないかと考えられます。

また、女性の経済的な安定が保障されることについては、その下には、子ども

もさんたちの生活を保障することにつながってまいります。今、子どもの貧困が大変大きな問題になっています。女性も子どもも、ひいては男性も、このコロナ禍を無事に乗り越えていくためには、よりよい未来につなげていくためにも、本意見書（案）で述べられている各項目が実現をしていくことが重要であると考え、本意見書には大賛成でございます。

以上です。

○議長

討論ございませんか。山口議員。

○7番

本意見書については、賛成の立場で討論いたします。

先ほど、馬本議員のほうから、時給1,500円が絶対無理だみたいな話がありましたけれども、1,500円というとなね、1日8時間労働で1時間休憩取って7時間働いて、1日1万円ちょっとなんですよね。土日休んで、月21日か2日働く、それで月23万そこらなんです。これが本当に無理なのか。健康で文化的な生活を営むという憲法に照らしてもですね、日本の今の経済力をもってすれば十分できる。ましてや、中小企業の場合は、大企業から相当、下請として金額を抑えられたりしますから、だからこそ、政治の力で、基本的に国が中小企業を支援すると。今の日本政府は、大企業は支援するけれども、中小企業にはあまり支援をしないというのは、国家予算から見えてくる問題です。そういうことも含めてですね、今回の場合、特にパートで働いて、なかなか厳しい生活をしている中でですね、最低賃金を、今すぐではないにしても、1,500円を目指すというのは、そんな乱暴な話ではないというふうに思います。もちろん、これは1,500円というのは書いてますけれども、それが絶対的ということではなくて、そこへ上げていくということが本来の趣旨でありますから、ジェンダー平等施策の充実というのが、そこが主ですので、そういう点では、私は1,500円の言葉はあってもですね、それは別にして賛同いただければというふうに思うんです。やっぱりね、そこだけ取って違うというのも私はどうかというふうに思いますので、あえて意見を述べさせていただきました。

以上です。

○議長

討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第6号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手少数であります。よって、発議第6号 コロナ禍をのりこえるため、女性の貧困やDV対策など国のジェンダー平等施策の抜本的強化を求める意見書（案）については否決されました。

続きまして

日程第4 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題とします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

6月定例議会閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

6月15日より本日までの11日間の会期におきまして、議員の皆さん方には補正予算をはじめ、全ての上程案件につきまして慎重審議いただき、承認、可決、同意を賜り、誠にありがとうございました。

また、6月議会において、ワクチン接種の都合により、議会の日程につきま

しても特段の御配慮いただきましたこと、本当に感謝申し上げます。

今議会で議決を頂きましたコロナ関連予算についても、スピード感を持って事業実施を行い、住民の皆様の安心と安全、生活を守るために、しっかりと講じてまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、緊急事態宣言は、沖縄を除き、9都道府県で解除され、大阪などの近隣府県においても蔓延防止重点措置に移行されることを受けて、奈良県独自の緊急対処措置を7月11日まで延長されております。コロナウイルスワクチン接種においては、16歳から64歳以下への接種券につきましては、17日に発送を終えております。奈良県の研修医の派遣によります2回目の接種が本日25日より始めさせていただきました。住民の健康と安心を守るために、円滑なワクチン接種に向けて、引き続き取り組んでまいります。

議員各位におかれましても、なお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。6月定例議会閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうも御苦労さまでした。

○議長

ありがとうございました。

これをもって令和3年平群町議会第5回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 3時44分)